

香 教 学 第 2 4 号
令和7年 4月 9日

市立小中学校長 殿

教育委員会事務局教育部学校教育課長

児童及び生徒の学校生活における服装について

標記について、本市における市立小中学校においては、真美ヶ丘西小学校を除いて標準服が定められており、体操服を含む学校生活において着用すべき服装についても各学校の校則等により規定されています。

標準服や体操服が定められていることについては、児童及び生徒に対して服装の観点から社会生活上の規律に関する教育的な側面があるだけではなく、身体の可動域を考慮した上での機能性や清潔な衛生状態を確保するとともに、当該児童又は生徒の所属を表す目的も併せ持っているものと考えられます。

つきましては、標準服が定められている学校における児童及び生徒の服装については、登下校時を含め、体育の授業中等以外の場面においては、特別の事情のない限り、標準服とし、服装に関する指導に当たっては、礼節を尊重する態度や公共意識の醸成、時と場合に応じた判断力の育成等を狙いとしていることを理解した上で、適切に対応していただくようお願いします。

なお、極端な寒暖等の気候の影響による対応としては、環境省及び文部科学省による『学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和6年4月 追補版）』に記載されているとおり、暑い日には帽子等により日差しを遮るとともに通気性と透湿性の良い肌着等を選択するように指導してください。

また、肌荒れ等の健康上の理由により特別の配慮が必要な児童又は生徒については、適切に対応してください。

【問合せ先】

香芝市教育委員会事務局教育部学校教育課

担 当：陀安

所在地：〒639-0292

奈良県香芝市本町1 3 9 7 番地

電 話：0 7 4 5 - 4 4 - 3 3 3 5（直通）